

## 確 約 書

近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合（以下「甲」という。）及びマルシェ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2023年7月31日割当予定の乙発行のA種種類株式290株（以下「本件種類株式」という。）及び本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件種類株式の割当を受ける日である2023年7月31日から2年間において、本件種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件種類株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 2 前項の規定は、本件種類株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件種類株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2025年7月30日までの期間については前二条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2023年7月31日

甲（住 所） 大阪府大阪市中央区備後町4丁目1番3号  
（名 称） 近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員  
REVIC キャピタル株式会社  
（代表者名） 代表取締役 坂本 啓晃

乙（住 所） 大阪府大阪市阿倍野区阪南町二丁目20番14号  
（名 称） マルシェ株式会社  
（代表者名） 代表取締役 加藤洋嗣